

ふじみ野市こどもの未来を育む条例（原案）

市では、こどもたちの未来を育むため、ふじみ野市全体（オールふじみ野）でこどもと子育て家庭を支援し、こどもが直面する問題を解決できるよう、こどもにやさしいまちの実現に向けた「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」を策定しています。

このたび、条例案を作成しましたので、パブリック・コメントを実施します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

1 意見の募集期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月4日（火）まで（必着）

2 意見を提出できる人

- (1) 市内在住・在勤・在学
- (2) 市内に事業所・事務所を有する団体・法人
- (3) 市に対して納税義務を有する

3 公開場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 市役所本庁舎1階資料閲覧コーナー
- (3) 大井総合支所1階情報提供コーナー
- (4) 出張所
- (5) ステラ・イースト
- (6) 上福岡西公民館
- (7) 上福岡図書館、大井図書館
- (8) フクトピア
- (9) 上野台子育て支援センター、大井子育て支援センター
- (10) 東児童センター、西児童センター
- (11) 子育てふれあい広場
- (12) 子育て支援課

4 提出方法

公開場所に用意している「意見提出用紙」（市ホームページからダウンロード可）に住所・氏名・電話番号を明記の上、期間内に郵送、ファクス、メールをしていただくか、意見募集箱に投函または子育て支援課に持参してください。

5 条例案の音声データ

視覚に障がいがある人に条例案を録音したカセットテープをお貸ししています。広報広聴課（TEL 049-262-9003）にご連絡ください。

6 あて先

〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1 子育て支援課

(FAX) 049-266-6245 (Mail) kosodate@city.fujimino.saitama.jp

7 問合せ

子育て支援課（TEL 049-262-9033）